

第 484 回 島 根 県 議 会
(令 和 5 年 2 月 定 例 会)

提 出 議 案 等 一 覧

島 根 県

第 4 8 4 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

R 5 . 2 . 1 3 提 案 分

区 分		議 案 名																			
		議案No.																			
議 案 (48件)	予 算 案 (24件)	1	令和 4 年度 島根県 一般会計 補正予算 (第 9 号)																		
		2	令和 4 年度 島根県 一般会計 補正予算 (第 1 0 号)																		
		3	令和 4 年度 島根県 中小企業制度融資等特別会計 補正予算 (第 2 号)																		
		4	令和 4 年度 島根県 流域下水道事業会計 補正予算 (第 4 号)																		
		5	令和 5 年度 島根県 一般会計 予算																		
		6	令和 5 年度 島根県 公債管理特別会計 予算 外 1 2 特別会計 予算																		
		~																			
		1 8	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">6 公債管理</td> <td style="width: 33%;">7 証紙</td> <td style="width: 33%;">8 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>9 市町村振興資金</td> <td>1 0 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 1 国民健康保険</td> <td>1 2 母子父子寡婦福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 3 農林漁業改善資金</td> <td>1 4 中小企業近代化資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 5 中小企業制度融資等</td> <td>1 6 中海水中貯木場</td> <td>1 7 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>1 8 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	6 公債管理	7 証紙	8 総務事務集中処理	9 市町村振興資金	1 0 あさひ社会復帰促進センター診療所		1 1 国民健康保険	1 2 母子父子寡婦福祉資金		1 3 農林漁業改善資金	1 4 中小企業近代化資金		1 5 中小企業制度融資等	1 6 中海水中貯木場	1 7 臨港地域整備	1 8 県営住宅		
		6 公債管理	7 証紙	8 総務事務集中処理																	
		9 市町村振興資金	1 0 あさひ社会復帰促進センター診療所																		
1 1 国民健康保険	1 2 母子父子寡婦福祉資金																				
1 3 農林漁業改善資金	1 4 中小企業近代化資金																				
1 5 中小企業制度融資等	1 6 中海水中貯木場	1 7 臨港地域整備																			
1 8 県営住宅																					
1 9	令和 5 年度 島根県 病院事業会計 予算 外 5 事業会計 予算																				
~																					
2 4	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 9 病院</td> <td style="width: 25%;">2 0 電気</td> <td style="width: 25%;">2 1 工業用水道</td> <td style="width: 25%;">2 2 水道</td> <td style="width: 25%;">2 3 宅地造成</td> </tr> <tr> <td>2 4 流域下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 9 病院	2 0 電気	2 1 工業用水道	2 2 水道	2 3 宅地造成	2 4 流域下水道														
1 9 病院	2 0 電気	2 1 工業用水道	2 2 水道	2 3 宅地造成																	
2 4 流域下水道																					

区 分		議 案 名	
		議案No.	
条例案 (17件)	25	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の規定の整理 施行日：令和5年4月1日	
	26	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 本庁に係制を導入することに伴う級別基準職務表についての所要の改正 施行日：令和5年4月1日	
	27	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、条例を適用する非常勤職員の要件について所要の改正 施行日：令和5年4月1日	
	28	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 組織改正に伴う特殊勤務手当の支給対象公署の改正 施行日：令和5年4月1日	
	29	島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例 県が東京都に設置した宿泊施設を廃止したことに伴い、基金の設置を要しなくなることに伴う条例の廃止 施行日：令和5年4月1日	
	30	島根県部設置条例の一部を改正する条例 地域振興部の所掌事務の一部を防災部の所掌事務とするための所要の改正 ・エネルギー対策に関する事項を防災部の所掌事務とすること 施行日：令和5年4月1日	

区 分	議 案 名																																																									
	議案No.																																																									
条例案 つづき	3 1	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例等の改正を踏まえた所要の改正 ①会計年度任用職員の報酬の上限額の改定																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>9,100円</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>144,800円</td> <td>147,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>10,000円</td> <td>10,100円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>165,000円</td> <td>167,800円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>1,300円</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td>教育業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>332,500円</td> <td>332,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調査研究業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>12,000円</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>234,000円</td> <td>236,500円</td> </tr> <tr> <td>医療業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>176,000円</td> <td>178,800円</td> </tr> <tr> <td>相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>205,000円</td> <td>208,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽作業に従事する者</td> <td>日額</td> <td>6,400円</td> <td>6,700円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>830円</td> <td>870円</td> </tr> </tbody> </table> ②会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の115</td> <td>100分の120</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の115</td> <td>100分の120</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：令和5年4月1日		職員の種別	区分	改正前	改正後	一般業務に従事する者	日額	9,100円	9,200円	月額	144,800円	147,300円	資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,000円	10,100円	月額	165,000円	167,800円	時間額	1,300円	1,310円	教育業務に従事する者	月額	332,500円	332,900円	調査研究業務に従事する者	日額	12,000円	12,600円	月額	234,000円	236,500円	医療業務に従事する者	月額	176,000円	178,800円	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	205,000円	208,400円	軽作業に従事する者	日額	6,400円	6,700円	時間額	830円	870円	支給月	改正前	改正後	6月	100分の115	100分の120	12月	100分の115
職員の種別	区分	改正前	改正後																																																							
一般業務に従事する者	日額	9,100円	9,200円																																																							
	月額	144,800円	147,300円																																																							
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,000円	10,100円																																																							
	月額	165,000円	167,800円																																																							
	時間額	1,300円	1,310円																																																							
教育業務に従事する者	月額	332,500円	332,900円																																																							
調査研究業務に従事する者	日額	12,000円	12,600円																																																							
	月額	234,000円	236,500円																																																							
医療業務に従事する者	月額	176,000円	178,800円																																																							
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	205,000円	208,400円																																																							
軽作業に従事する者	日額	6,400円	6,700円																																																							
	時間額	830円	870円																																																							
支給月	改正前	改正後																																																								
6月	100分の115	100分の120																																																								
12月	100分の115	100分の120																																																								
	3 2	島根県手数料条例の一部を改正する条例 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務の委託に係る単価の改定及び関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①介護保険法関係手数料</td> <td>・介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定</td> </tr> <tr> <td>②都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td>・低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の新設等</td> </tr> <tr> <td>③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料</td> <td>・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の新設等</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：①令和5年4月1日 ②及び③公布の日		対象	改正内容	①介護保険法関係手数料	・介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定	②都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	・低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の新設等	③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の新設等																																															
対象	改正内容																																																									
①介護保険法関係手数料	・介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定																																																									
②都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	・低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の新設等																																																									
③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の新設等																																																									

区 分		議 案 名	
		議案No.	
	条例案 つづき	33	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>関係法令の改正に伴う所要の改正</p> <p>①建築基準法に基づく住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定に係る申請等の受理の事務について都市計画区域を有する市町（特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。）に権限移譲</p> <p>②児童福祉法に基づく都道府県知事等に対する認可外保育施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供の要求等の事務について海士町に権限移譲</p> <p>③浜田市外16市町村へ権限移譲している旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理等の事務について、電子手続による申請等に係る事務は県が行うこととすること</p> <p>④脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備</p> <p>⑤知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：①、②及び④令和5年4月1日 ③令和5年3月27日 ⑤公布の日</p>
		34	<p>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <p>①特定自動運行等の許可に係る手数料の新設</p> <p>②運転免許に付されたサポートカー限定条件を解除するための審査に係る手数料の新設</p> <p style="text-align: right;">施行日：①令和5年4月1日 ②公布の日</p>

区 分	議 案 名																									
	議案No.																									
条例案 つづき	35	<p>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の所要の改正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>児童の安全の確保を図るための安全計画の策定の義務化</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>児童の移動等のために自動車を運行するときの児童の所在確認の義務化</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定の努力義務化</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>児童と障害児を交流させて保育する場合における職員等の要件の緩和</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例について乳児4人以上を入所させる保育所に限定する規定の削除</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>改正対象条例</th> <th>主な改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> <td>①～⑥</td> </tr> <tr> <td>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> <td>①、②、④及び⑥</td> </tr> <tr> <td>島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> <td>①、②及び⑥</td> </tr> <tr> <td>島根県認定こども園の認定要件に関する条例</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年4月1日</p>	主な改正内容		①	児童の安全の確保を図るための安全計画の策定の義務化	②	児童の移動等のために自動車を運行するときの児童の所在確認の義務化	③	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定の努力義務化	④	児童と障害児を交流させて保育する場合における職員等の要件の緩和	⑤	看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例について乳児4人以上を入所させる保育所に限定する規定の削除	⑥	懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除	改正対象条例	主な改正内容	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①～⑥	島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、②、④及び⑥	島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、②及び⑥	島根県認定こども園の認定要件に関する条例	②
	主な改正内容																									
	①	児童の安全の確保を図るための安全計画の策定の義務化																								
②	児童の移動等のために自動車を運行するときの児童の所在確認の義務化																									
③	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定の努力義務化																									
④	児童と障害児を交流させて保育する場合における職員等の要件の緩和																									
⑤	看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例について乳児4人以上を入所させる保育所に限定する規定の削除																									
⑥	懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除																									
改正対象条例	主な改正内容																									
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①～⑥																									
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、②、④及び⑥																									
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、②及び⑥																									
島根県認定こども園の認定要件に関する条例	②																									
36	<p>島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う引用する条項の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年4月1日</p>																									
37	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,599人</td> <td>1,595人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>186人</td> <td>185人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>988人</td> <td>962人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小学校・中学校・義務教育学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,026人</td> <td>5,065人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>358人</td> <td>355人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年4月1日</p>	区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,599人	1,595人	事務職員等	186人	185人	特別支援学校	教育職員	988人	962人	事務職員等	80人	80人	小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,026人	5,065人	事務職員等	358人	355人
区 分		改正前	改正後																							
高等学校	教育職員	1,599人	1,595人																							
	事務職員等	186人	185人																							
特別支援学校	教育職員	988人	962人																							
	事務職員等	80人	80人																							
小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,026人	5,065人																							
	事務職員等	358人	355人																							

区 分	議 案 名	
	議案No.	
条例案 つづき	38	<p>島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例</p> <p>島根県立古代出雲歴史博物館に休館日を設けるための所要の改正 ・ 休館日は、毎月第1火曜日及び第3火曜日（休日等に当たるときは、その翌週の火曜日）とすること</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年10月1日</p>
	39	<p>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>島根県獣医師修学資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正 ・ 返還債務の一部を免除する条件の追加</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年4月1日</p>
	40	<p>島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 ①住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定に係る手数料の新設 ②再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工事等を行う建築物の高さの制限の特例の許可に係る手数料の新設 ③一団地の総合的設計制度の認定等に係る手数料に関する規定の整備 ④引用する条項の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年4月1日</p>
	41	<p>島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>三隅川発電所の設備の更新に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：規則で定める日</p>
一 般 事件案 (7件)	42	<p>包括外部監査契約の締結について</p> <p>令和5年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・ 契約金額：15,829,000円を上限 ・ 契約の相手方：森脇^{もりわき} 俊樹^{としき}（公認会計士）</p>
	43	<p>直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について</p> <p>国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項</p>

区 分	議 案 名	
	議案No.	
一 般 事件案 つづき	4 4	<p>宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について</p> <p>下水道法の規定に基づく宍道湖流域下水道の維持管理に係る市負担額の決定</p> <p>東部処理区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担市：松江市、安来市 ・負担期間：令和5年度～7年度（資本費は令和5年度） ・負担額：二次処理費と高度処理費の金額に流入水量を乗じて得た額と資本費の金額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：二次処理費 50.63円/m³、高度処理費 4.27円/m³、資本費 96,877,000円 <p>西部処理区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担市：松江市、出雲市 ・負担期間：令和5年度～7年度（資本費は令和5年度） ・負担額：二次処理費の金額に流入水量を乗じて得た額と資本費の金額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：二次処理費 70.70円/m³、資本費 83,867,000円
	4 5	<p>権利の放棄について</p> <p>県立病院の診療費に係る債権の放棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者：個人 ・放棄する権利の内容：平成14年11月26日に発生した診療費一部負担金1件2,405,732円の請求権
	4 6	<p>契約の締結について (主) 津和野田万川線 (田二穂工区) 総合交付金 (改築) (仮称) 田二穂トンネル工事 (山入)</p> <p>契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,783,100,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して600日目にあたる日まで 契約の相手方：今岡工業・まるなか建設・日新建設特別共同企業体 施工場所：鹿足郡津和野町田二穂地内</p>
	4 7	<p>契約の締結について (主) 津和野田万川線 (田二穂工区) 総合交付金 (改築) (仮称) 田二穂トンネル工事 (喜時雨)</p> <p>契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,863,400,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して600日目にあたる日まで 契約の相手方：大畑建設・カナツ技建工業・トガノ建設特別共同企業体 施工場所：鹿足郡津和野町田二穂地内</p>
	4 8	<p>変更契約の締結について 波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事</p> <p>変更契約金額：4,868,213,260円（101,888,100円増額） 工期：令和5年6月22日 契約の相手方：安藤・間・今岡工業・原工務所特別共同企業体 施工場所：江津市波積町本郷地内</p>

区 分	議 案 名	
	議案No.	
報 告 (3件)	報告 1	専決処分事件の報告について（権利の放棄） 82件 県立病院の診療費に係る債権の放棄 放棄額：2,153,506円
	報告 2	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 2件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県土砂災害予警報システム整備事業 観測施設更新工事 665,369,100円（12,098,900円増額） ・ 島根県営住宅（浜田市浜田中央団地）建設（第2期建築）工事 802,065,000円（5,710,100円増額）
	報告 3	専決処分事件の報告について（損害賠償） 18件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故 8件 賠償額合計 1,341,757円 ・ 落石事故等 6件 賠償額合計 762,891円 ・ その他 4件 賠償額合計 3,288,100円